



巡礼の旅、 昭和天皇の軌跡

小林 道憲

巡礼の旅、昭和天皇の軌跡

平和を乞い願われた昭和天皇

昭和天皇は、大正十五年十二月二十五日、大正天皇崩御とともに即日践祚され、激動の昭和は始まった。翌々年、昭和三年十一月十日には目出たく即位の式を挙げられ、国民はこぞって新帝の誕生を祝った。新帝の即位を祝う国民の心理には、不況でとかく暗くなりがちであった世相を吹き払いたいという期待が寄せられていた。しかし、昭和初年の当時は、大正時代にみられた表向き明るい時代思潮から、わが国が、国内外の様々な輻輳の中で次第に行き詰まって、閉塞状況に追い込まれていった時代であった。

例えは、即位の大典が取り行なわれた昭和三年は、大陸に進出したつあった関東軍が張作霖爆殺事件を惹き起こし、国際的非難を浴びた年でもあった。若き帝王は、この事件を、わが国の国際的威信にかかわる不祥事であると判断、陸軍の圧力に屈してこの事件の処理を誤った当時の田中義一首相に対し、昭和四年五月再奏上に上がった首相を、「説明は聞く必要がない」と顔色を変えて叱責なさつたという。

昭和天皇のこの国際協調主義は、その後も一貫して変わることがなかった。昭和六年の満州事変でも、国際信義尊重の精神から、事変の拡大を憂慮され、侍従の岡本愛祐にこう漏らされた。

「自分は国際信義を重んじ、世界の恒久平和のために努力している。それがわが国運の発展をもたらし、国民に眞の幸福を約束するものと信じている。然るに軍の出先は、自分の命令をきかず、無謀にも事件を拡大し、武力をもって中華民国を圧倒せんとするのは、如何にも残念である。ひいては列国の干渉を招き、国と国民を破滅に陥れることとなつては眞に相濟まぬ。九千万の国民と皇祖皇宗から受け継いだ祖国の運命は、今自分の双肩にかかる。それを思い、これを考えると、夜も眠れない。」

満州事変の起きた昭和六年の御製にも、

ふる雪にこころきよめて安らけき世をこそいのれ神のひろまへ

と歌われ、平和を祈願されるとともに、翌年にも、事変の上海への拡大を憂えられ、

ゆめさめて我世をおもふあかつきに長なきどりの声ぞきこゆる
と詠じておられる。さらに、この事変を契機に国際的非難の高まる中、日本が国際連盟を脱退した昭和八年にも、なお、

天地の神にぞいのる朝なぎの海のごとくに波たたぬ世を
と歌われ、ひたすら平和を祈っておられたのである。

昭和十二年、蘆溝橋事件を発端として、その後拡大していった支那事変と、それに伴う国際関係の嫌悪化に対しても、憂慮を示され、軍部の歩もうとしていた危険な進路に警告を発されている。当時を振り返って、昭和五十六年にも、次のように回想されている。

「私は事変の前から、日中問題について平和であることを終始願っていました。軍部の独走を懸念して、当局者にたびたび注意したことがあります」と。

実際、昭和十三年の御製にも、

静かなる神のみその朝ぼらけ世のありさまもかれとぞおもふ

とあり、なお国際平和を祈念しておられたことがわかる。

昭和天皇は徹底した平和主義者であられた。そのために、即位以来、陸軍の行き過ぎを心配され、これに絶えず悩まされ続けてこられたのである。この徹底して変わらない平和主義の精神は、単に、東西古今の歴史書に学んで、国の興亡についての深い学識をもっておられたことによるばかりではない。また、乃木將軍や東郷元帥、杉浦重剛などによるすぐれた帝王学の御薰育の結果とのみみることもできないであろう。それよりも何よりも、それは、絶えず国民の身の上を思う皇室の伝統に根差す深い慈悲心からほとばしりでてきたものであろう。

しかし、この平和を乞い願っておられたお志に反し、出先の軍部の暴走もあって、その後、支那事変は拡大の一途を辿り、それが、日本と同様中国に権益を求めようとしていた米英を刺激し、事態はますます深刻さを増していく。アメリカは、日本に対する報復措置として、昭和十四年、日米通商航海条約を破棄、それに対して、日本は、翌年、

日独伊三国軍事同盟を結び、日本と米英との対立は抜き差しならぬものになっていく。

日独伊三国軍事同盟に天皇が反対されたことは、よく知られている。英米の軍事的優位に対抗して、日本が独伊のファシズムと同盟を結ぶことの危険性を、明確な洞察力をもって見透しておられたからである。事実、同盟が結ばれた時、

「独伊のごとき国家とそのような緊密な同盟を結ばねばならぬような事で、この国の前途はどうなるか。私の代はよろしいが、私の子孫の代が思いやられる」

と言われていたという。この三国軍事同盟の結ばれた昭和十五年の年始にも、

西ひがしむつみかはして栄ゆかむ世をこそいのれとしのはじめに

という御製を残しておられる。破局に向かう国際関係にあって、なお国際平和を願っておられたのである。

しかし、事態はもはや取り返しのつかぬところまで進展してしまっており、天皇の志とは相反した方向へと日本は進んでいく。いわゆるA B C D包囲網が形成され、日本はすでに孤立の道を歩んでいたのである。それを打開すべく、日本は仏印進駐に及んだが、それが、逆に、アメリカの在米日本人資産凍結、そして対日石油禁輸措置を招いてしまった。日本は、それに対して、局面打開の努力をする一方、昭和十六年九月六日と十一月五日の御前会議において、自存自衛のために、対米英戦の準備を決意する。だが、この段階でも、なおまだ、天皇が外交努力による平和交渉を第一にするべく喚起されていたことは、忘れることができない。

しかし、その努力も空しく、日米交渉は暗礁に乗り上げ、ほとんど最後通牒に近いハル・ノートが突きつけられるに及んで、日本は、ついに、十二月一日の御前会議において、米英およびオランダとの開戦を決定するに至ったのである。この時、天皇の心痛は極点に達した。絶えず和平の道を探り、そうしなければ日本は壊滅するという明察をもって努力してこられたにもかかわらず、こと志に反し、わが国は破局の道へと進んで行かねばならなかった。この志と現実とのどうにもならぬ乖離が、天皇を極度な苦悩に陥れたのである。もしも、天皇のこの平和を願う精神をよく理解し、政権担当者がもっとよく補佐し、軍部がその意を体し自重したなら、これほど悲惨なことにはならなかつたであろう。

二面をもつ天皇の開戦責任

開戦の詔勅の中にも書かれているように、対米英戦は天皇の意志に反して決定されたことであり、天皇が最後の最後まで開戦に反対であったことは、すでに有名である。この透徹した平和主義の精神は、大東亜戦争に追い込まれ、米英他と戦いを交えざるをえなくなった時にも、何ら変わっていない。その限り、天皇には、個人的には戦争責任はないと言わねばならない。平和主義者として、常に国民の身の上を思い、さらに世界の平和を願っておられた御心情を察するかぎり、昭和天皇個人に開戦の責任がないことは明確である。

だが、それにもかかわらず、天皇は開戦の決定を裁可し、開戦の詔勅を発せざるをえなかった。立憲君主制を定めた明治憲法によれば、天皇の統治権の行使はすべて憲法の条規により行なわれ、内閣が責任を負うことになっている。従って、内閣の責任のもとに決定したものは、それが正式な手続きによる以上、たとえ個人的に反対であっても、裁可なさる以外になかった。天皇は、専制独裁者ではなく、逆に、国民の全体意志に従い、順応していくしかねばならない方なのである。しかも、開戦決定は、後の終戦の時とは違い、閣内の意志は分裂していなかったから、聖断を押すという非常策も取れなかった。内乱でも覚悟するならともかく、この段階では、天皇が個人の意志で開戦を思いとどまらせることは、極めて困難であったと言うべきであろう。

実際、昭和天皇は、開戦決定に至った時の御心境を、当時の藤田尚徳侍従長に、戦後次のように語られている。

「申すまでもないが、戦争はしてはならないものだ。こんどの戦争についても、どうかして戦争を避けようとして、私はおよそ考えられるだけは考え尽くした。打てる手はことごとく打ってみた。しかし、私の力の及ぶ限りのあらゆる努力も、ついに効をみず、戦争に突入してしまったことは、実に残念なことであった。

ところで、戦争に関して、この頃一般で申すそうだが、この戦争は私が止めさせたので終った。それが出来たくらいなら、なぜ開戦前に戦争を阻止しなかったのかという議論であるが、なるほどこの疑問は一応筋は立っているように見える。如何にも尤もと聞こえる。しかし、それはそうは出来なかった。申すまでもないが、我国には厳として憲法があって、天皇はこの憲法の条規によって行動しなければならない。……

またこの憲法によって、国務上にちゃんと権限を委ねられ、責任をおわされた国務大臣がある。この憲法上明記してある国務各

大臣の責任の範囲内には、天皇はその意志によって勝手に容喙し干渉し、これを掣肘することは許されない。だから内治にしろ外交にしろ、憲法上の責任者が慎重に審議して、ある方策をたて、これを規定に遵って提出し、裁可を請われた場合には、私はそれが意に満ちても意に満ちなくても、よろしいと裁可する以外に執るべき道はない。もしそうせずに、私がその時の心持次第で、ある時は裁可し、ある時は却下したとすれば、その後責任者はいかにベストを尽くしても、天皇の心持によって何となるか分からなうことになり、責任者として国政につき責任をとることが出来なくなる。これは明白に天皇が憲法を破壊するものである。専制政治国ならばいざ知らず、立憲国の君主として、私にはそんなことは出来ない。」

このような立憲君主制の方から考えても、天皇には、なお、開戦における実質上の戦争責任はないと考えてよいであろう。開戦の決定は、当時の内閣の責任においてなされたことであり、天皇は、ただ形式的にそれを裁可なさったにすぎないからである。個人的にも、戦争責任を負わされていないばかりか、実質的にも負ってはおられないと言うことができよう。

しかし、逆に、形式的には、最終的な裁可者として、つまり統治権の総覧者として、天皇は、開戦に対して責任を担っておられるとみなければならない。また、国際的にみても、日本の元首としてなお責任を負っておられる。そして、何よりも、御自身が、一旦自らが裁可したものに対しては、すべての責任をもつとお考えだった。現に、それゆえにこそ、大東亜戦争においても、できるだけ早期に和平の道を探り、終戦の責任を取ろうと努力されたのである。昭和十七年のはじめにも、東条首相に、

「戦争の終結については、機会を失せざるよう充分考慮しおることとは思うが、人類平和のためにも、いたずらに戦争の長びきて惨害の拡大しゆくは好ましからず」

と申し渡され、早期終結を要望されたという。同じ年の御製でも、次のように詠じておられる。

峯づきおほむら雲ふく風のはやくはらへとただいのるなり

昭和四十四年にも、そのころのことを回顧して、次のように言われている。

「若い頃、ヨーロッパを見て、戦争はするもんじやないと考えて

いたので、開戦の時からいつやめるか、いつやめるかとやめる時期をいつも考えていました」と。

終戦責任を取られた昭和天皇

開戦の最終責任者としての天皇が、ようやく終戦の責任を取ることがおできになったのは、よく知られているように、昭和二十年八月九日の終戦の御聖断においてであった。ポツダム宣言を巡って、受諾すべきか否か、政府の意見は真っ二つに分かれ、意志決定ができず、鈴木貫太郎首相の配慮で、聖慮を押すことになったのである。この御聖断の内容については、当時の迫水久常書記官長が、次のように記している。

「このような状態で本土決戦に突入したならばどうなるか、わたしは非常に心配である。あるいは、日本民族は、みな死んでしまわなければならぬことになるのではないかと思う。そうなれば、皇祖皇宗から受けついできたこの日本という国を子孫につたえることができなくなる。日本という国を子孫につたえるためには、一人でも多くの国民に生き残ってもらって、その人たちに将来ふたたび立上がりてもらうほか道はない。これ以上戦争をつづけることは、日本国民ばかりでなく、外国の人々も大きな損害を受けることになる。わたしとしては、忠勇なる軍隊の降伏や武装解除は忍びがたいことであり、戦争責任者の処罰ということも、その人たちがみな忠誠を尽くした人であることを思うと堪えがたいことである。しかし、国民全体を救い、国家を維持するためには、この忍びがたいことも忍ばねばならぬと思う。」

かくて、この異例の御聖断によって、ポツダム宣言の受諾は決定した。しかし、なお、日本の国体の護持に疑義があったため、それをただす問い合わせをして米国側に通知したところ、いわゆるバーンズ解答が寄せられた。その解答文を巡って再び政府の意見が二つに分かれたため、再度御聖断を仰ぐことになったのが、八月十四日の御前会議においてのことであった。その御聖断の内容は、およそ次のようなものであった。

「陸海軍の将兵にとって、武装解除や保障占領ということは堪えがたいことであることもよくわかる。国民が玉砕して君國に殉ぜんとする心持もよくわかるが、しかし、わたし自身はいかになろうとも、わたしは国民の生命を助けたいと思う。この上戦争をつづけては、結局わが国が全く焦土となり、国民にこれ以上苦痛を

なめさせることは、わたしとして忍びない。

この際和平の手段に出ても、もとより先方のやり方に全幅の信頼を置きがたいことは当然であるが、日本がまったくなくなるという結果に較べて、少しでも種子が残りさえすれば、さらにまた復興という光明も考えられる。わたしは、明治天皇が三国干渉のときの苦しいお心持ちを偲び、堪えがたきを耐え、忍びがたきを忍び、将来の回復に期待したいと思う。

これからは日本は平和な国として再建するのであるが、これはむずかしいことであり、また時も長くかかることと思うが、国民が心を合せ、協力一致して努力すれば、必ずできると思う。わたしも国民とともに努力する。」

通常、御前会議というものはほとんど形式的なものであり、内閣の方でまえもって根回しができていた、天皇は発言をしないのが慣例であった。立憲君主制下においては内閣が意志決定の責任を負い、天皇に責任が及ぶことを避けるためである。ところが、この昭和二十年の二度にわたる終戦の御聖断は、内閣の意志決定能力が失われたために、あえて明治憲法の立憲君主制の慣例を破ってなされた。これは、いわば天皇の親政であった。この時、天皇は、二・二六事件の時と同様、あえて超法規的に決断を下され、開戦の最終責任者として、終戦の責任を取られたことになる。

この昭和史の中で最も大きな転換点となった決断について、昭和五十年にも、「ニュース・ウィーク」誌の取材に応じられて、次のように言られている。

「私は終戦を私の意志で決定しました。

首相が閣内の意見をまとめられぬまま私に意見を求めてきたからです。私は私自身の意見を述べ、私の意見に従って決定をくださいました。」

この終戦の決断によって、昭和天皇は、日本の元首としての責任を果たされたのである。

敗戦責任も取られようとした

しかし、戦争責任を果たそうとする昭和天皇のお仕事は、ここで終わりはしなかった。それどころか、戦争責任の御遂行は、この昭和二十年の終戦の御決断以後、実に、昭和史の後半四十数年にも及んだのである。

ここで言う戦争責任は、むしろ敗戦責任ということになる。この

敗戦責任をも、昭和天皇は直ちに取られようとした。この場合、考えられる責任の取り方としては、おそらく三つの選択肢があったであろう。一つは自決、もう一つは、連合国による軍事裁判に被告として立って絞首台に立つこと、もう一つは退位である。

このうち、自決については、本来天皇には許されていない。つまり、自らの生命を自由に処分する権利さえももっておられないのが天皇なのである。天皇は、そのような「死の自由」さえももっておられないといみるのが正当であろう。むしろ、自決が自由にでき、それでもって敗戦の責任を取れば、どれほど気楽であったかしれない。

かくて、昭和天皇は、まず、自ら絞首台に立って敗戦の責任を取る決心をされたのである。この決心を相当早くにされたであろうことは、昭和二十年八月十四日の御前会議の時の御聖断の中に、

「わたし自身はいかになろうとも、わたしは国民の命を助けたいと思う」

というお言葉があることにすでに表われている。現に、この御決断をされる前に、しきりと母宮貞明皇太后にお会いになりたい意を漏らしておられた。

「我身も最早どうなるか知れぬ。その前に、今生の別れとして是非とも一目なりとも母君にお会いしたい」

と言われたという。明らかに刑死を決心されたのである。このことは、昭和二十年の敗戦直後の御製に、

爆撃にたふれゆく民のうへをおもひいくさとめけり身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとどめけりただたふれゆく民をおもひて

と歌われているところにも、暗示されていたと言えよう。この時、昭和天皇は、身を捨てて責任を取ろうと決断されたのである。

そして、それは、実際、昭和二十年九月二十七日、連合軍最高司令官マッカーサーを訪問された時、自ら進んで戦争責任について触れ、すべての責任を御一身に背負われ、飢えた国民の救済を請願されたことによって、実行に移された。そこでは、まず、

「敗戦にいたった戦争のいろいろの責任が追及されているが、責任

はすべて自分にある。文武百官は私の任命するところだから、彼らには責任はない」

と言われ、臣下を庇おうとされたばかりか、

「私の一身は、どうなろうとかまわない。私はあなたにお委せする。この上は、どうか国民が生活に困らぬよう、連合国への援助をお願いしたい」

と申し出られた。この身柄を連合国に委ねる旨の申し出の中には、すでに戦犯の逮捕が始まっていたことを考えれば、戦争の最高責任者として、自ら進んで戦犯に問われ、刑場に赴く決心を述べられたと理解してよいであろう。

天皇の戦争責任は、今日再び蒸し返されているものである。しかし、このことについては、開戦責任から終戦責任、そして敗戦責任に至るまで、御自身が自らに一切の責任ありとして明言され、一身を犠牲にする覚悟をされていたことを忘れてはならない。

天皇がもしも刑死されるとすれば、天皇制の帰趣が問題になる。だが、八月十四日、御聖断を下されたあと、恸哭する阿南陸相に向かって、

「阿南、阿南、お前の気持ちはよくわかっている。しかし、私は國体を護れる自信がある」

と、確信をもって言われたという。いかなる確信があつてのことか、われわれ凡人には推し量り難いが、しかし、おそらく、このほどんど神秘的と言ってもよい確信は、全国民への深い信頼感に基づくものではあったであろう。

かくして、終戦の詔勅の中でも、

「朕ハ茲ニ國体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ」

と閉陳されたのである。多分、当時、天皇は、具体的には、少年皇太子に位を譲られ、高松宮を摶政とされるような形で、國体を護持し、いわば後慮の憂いなく、刑場に赴くことを決心されたのである。それは、

國がらをただ守らむといばら道すすみゆくともいくさとめけり

という御製の中にも表現されている。

死に場を失われた昭和天皇

ところが、この自ら犠牲になろうとされた無私の徳が、かえって、自らの意志そのものを実現させないという思わぬ方向へと歴史は動いていく。つまり、マッカーサーが、後、その回顧録の中でその時の感動を語っていることからも窺えるように、日本国王の厳肅な申し出を受けた彼は、このような前代未聞の高徳な帝王を裁判にかけ、絞首刑にでもしようものなら、日本人は黙ってはいない、とすれば、自らの占領統治そのものが不可能になりかねないと判断してしまった。かくて、その後、マッカーサーは、天皇を裁判にかけない方向へともっていく。この時、昭和天皇は、いわば堯死に場檻を失われてしまったのである。御自信のご高徳が、御自身にとっては、逆に裏目に出てしまったのだとも言えよう。

なるほど、終戦直後のアメリカでは、天皇を戦犯とすべきであるという意見が多かった。例えば、一九四五年九月一九日のニューヨーク・タイムズの報ずるところによれば、リチャード・ラッセル米上院議員は、天皇裕仁を戦犯として裁判にかけることを要求、天皇を裁判にかけねば、日本人は、自分達が負けたのだということ、さらに、天皇に騙されていたのだということに気づかないだろうという論陣を張っていた。世論調査でも、七十%以上が戦争責任ありとし、三十%余りが処刑賛成であった。また、連合国側の主張にも、天皇の戦争責任を問い合わせ、戦犯に問われるべきであるという意見が多かった。その場合、量刑については、処刑から島流し、退位に至るまでの振幅はあったが、何らかの形での責任は免れないという意見が多数を占めていた。さらに、日本国内でも、共産党は、早くから天皇の戦争責任を主張、天皇制打倒を叫んでいた。

ところが、一方では、日本国民の多くが、天皇には戦争責任はないと考えており、早いうちから御巡幸を始められた天皇を熱狂的に歓迎した。その様子はまるで凱旋將軍のようでもあり、占領軍から見れば、理解しかねる不思議な光景であった。また、よく知られているように、マッカーサーのもとにも、直接、陛下の助命を請う日本国民からの請願書が多数寄せられていた。それらは、一例をあげれば、

「天皇陛下ハ我等日本人ノ生命デアリマス、我等ハ天皇ナクテハ生キテ行ケナイノデス、何卒陛下ヲ苦シメナイ様ニシテ下サイ…」

「天皇は戦争犯罪ではありません。天皇は我れ等国民の親であります…… 天皇は世界の人類の幸福と平和を念願する御方です…」

というようなものであった。

当時の日本人の多くは、戦争を遂行し敗戦に導いたのは軍部であり、天皇はむしろその犠牲者であったということを、暗々裏に知っていたということであろう。しかも、終戦の決断を下し日本国民を救われたのは天皇であるということを何よりも知っていたからこそ、多くの国民は天皇の戦争責任を問わなかつたのである。終戦処理内閣を担当した東久邇稔彦王も、戦争終結は天皇の力によってなされ、戦争遂行においては拒否権をもっておられなかつたこと、従つて、天皇は戦犯にあたらない旨、昭和二十年九月十六日の記者会見で述べている。

そのようなことも働いたためか、アメリカでの天皇の戦争責任追及の世論も、次第に戦犯に問わない方向にと動いていく。当時のニューヨーク・タイムズの論調にも、例えば、裕仁の平和を求める心は宣戦布告より一貫しており、世界平和に心を碎き、戦争終結は平和を願う裕仁の慈悲による、というような意見もあったのである。また、もし裕仁を戦犯とすれば、日本は混乱するし、ポツダム宣言を無視したことにもなるというような論調もみられた。ここには、日本にとっての天皇制の意味を理解していた知日派の言動も反映していたであろう。

マッカーサーが天皇を戦犯に問わない方針を決めたのは、かなり早いうちであったと思われる。それには、今言ったような諸状況も働いていたと考えられるが、何よりも、占領統治を成功させるためには、天皇の国民統合の力を利用する必要があったし、バーンズ回答にも、日本の最終的な政治形態は、ポツダム宣言に従い、日本国民の自由に表明せる意志によって決定されるべきであるとあったゆえに、間接統治の道を選んだのである。大命によって日本軍の抵抗が整然と停止し、被害を被ったはずの国民が天皇を歓迎しており、かえって信頼を強めているあり様を見、さらに、新聞の世論調査でも九十%以上が天皇制を支持していることを見て、おそらく、そのような方針を決めたのである。そして、アメリカ本国に対しても、もしも天皇を戦犯に問うたならば、現地政府が崩壊、抵抗運動も予想され、結局、占領統治にとって利益をもたらさないこと、天皇の国民統合の力は米軍二十個師団に相当し、日本統治のためには、天皇は不可欠であると主張した。

一九四六年二月三日のニューヨーク・タイムズの報ずるところによれば、天皇は、すでに、戦争の責任を取る旨の詔書を出したないと側近に漏らしておられたという。ところが、外部の状況が次第に戦犯に問わない方向へと向かっていったことに対して、次のように言われたと伝えている。

「連合国側の必要性から、天皇制を平和な日本に適した制度のように扱い、私を庇おうとすることは、実際には、君主である私の威儀を損なっている。なぜなら、誰の目にも明らかな戦争の責任を否定していることになるからである」と。

この報道が本当だとすれば、昭和天皇は、敗戦責任を取ろうとして、無念にも取る機会を失われてしまったことになる。

そればかりでなく、その後、昭和二十一年五月に始まった東京裁判においても、東条元首相をはじめ、A級戦犯に問われた群臣達は、皆、陛下を庇った。特に、東条元首相は、陛下の身代わりになると いうことによって、自らが絞首台に立ち死することの意味づけをすることができたのである。結局、無茶苦茶に近いくらい杜撰ではあったが、異例の連合国の大手による国際軍事裁判によって、本来は日本人の手で裁かれるべき敗戦責任が問われ、しかも、その責任をA級戦犯達が天皇に代わって背負った。また、当時の日本国民も、この点では大方のところ納得した面もあったのである。

このような歴史のドラマを経て、結局、占領時代の間は、国民統合の権威にして日本國の正統性根拠である天皇と、日本国民の政治的支配を司る最高権力者としてのマッカーサーが、相並び、日本政府はそのもとに従属するという二元統治形態に落ち着いた。考えてみれば、このような統治形態は、日本の長い歴史の中で培われた統治形態でもあり、占領統治はいわばその変形でもあったとも言えよう。マッカーサーは、堯青い目をした将軍横になったのである。

退位さえ許されなかった

敗戦責任について天皇が取ることのできたもう一つの道は、退位の道であった。この点についても、早くから、御自身、側近に漏らされていたようである。例えば、占領軍が到着したころの昭和二十一年八月二十九日、木戸幸一内大臣に次のように言われたという。

「戦争責任者を連合国に引きわたすは、真に苦痛にして忍びがたきところなるが、自分が一人ひきうけて、退位でもして納めるわけにはいかないだろうか」と。

また、昭和二十三年、東京裁判の判決が近づいた折にも、すでに退位の決意を固めておられたようである。側近の松平康昌式部頭も、駐日英國代表部のレッドマンに対し、次のように伝えたという。

「天皇は極めて悲痛な気持ちになられ、…… 天皇の座を放棄し

さえすれば安堵感が得られるという気分になっておられる」と。

この退位問題は、東京裁判の判決前後の昭和二十三年に、国内外で大きく取り沙汰された。連合国およびアメリカ政府部内でも、相当議論があった。国内においても、東京裁判が結審し判決が近づくに従って、退位論が盛り上がった。例えば、賢しらな議論ではあったが、横田喜三郎は法律論から、南原繁は道義論から、大山郁夫は無限責任論の立場から、それぞれ退位論の論陣を張った。退位論の急先鋒だった横田喜三郎は、天皇は日本の元首であり最高権力者だったのだから、形式的にも実質的にも責任を免れないと主張した。また、南原繁の主張は、天皇には政治上・法律上の責任はないが、有史以来の大事に対し、宗祖と国民に対して道徳的責任がおありだというものであった。これに対して、大山郁夫は、天皇の責任は無限に広大な政治道徳上の責任であるから、自発的退位のない場合も考えておかねばならぬことを暗示した。さらに、二十三年八月十五日の読売新聞の世論調査でも、天皇制存続については九十%以上が賛成したにもかかわらず、退位論は十八%余りの賛成をみている。そこには、おそらく、天皇の名のもとに同胞がつぎつぎと斃れ悲惨な死を遂げていったのを目の当たりにみてきた戦中派の従軍兵士達の感情も反映されていたであろう。

また、これよりもずっと早く、東久邇稔彦王も、天皇に退位を勧めていた。退位の時期としては、日本が降伏した時、あるいは憲法が改正された時、または、最終的に平和条約が結ばれた時をあげた。だが、稔彦王は、御退位はどこまでも政府の決めるところである旨、付け加えている。

このように、国内外で退位論が盛り上がる中、天皇はすでに退位を決断されていた。ところが、ここでも、自らの自由な決断によつて退位さえできない結果となる。天皇の地位が占領統治に必要と判断したマッカーサーが、シーボルト外交局長の進言もあって、これを固く認めなかつたからである。せっかく東京裁判で戦争責任を問わないように仕向け、天皇にその後の占領統治に働いてもらおうと思っていたマッカーサーにとって、この時期に退位されたのでは面目丸潰れ、政治的破綻になりかねず、陛下に書簡を送り、極力退位を思い停まらせたというのが実情だったようである。さらに、新しく制定された憲法も、皇室典範も、天皇の退位について何ら規定していはず、退位さえ自由にはできないことになっていた。そこを天皇の独断で勝手に退位されてしまったのでは、GHQとしては、せっかく押し付けて日本政府に与えた出来立ての憲法が、台無しになつてしまうとも考えたのであろう。かくのごとくして、天皇は、絞首台に立つ自由を失われたばかりか、退位の自由さえ失われたのであ

る。

御退位は、結局、御自身にその意志があったにもかかわらず、内外の諸状況が許さなかったというのが事実であった。この経緯について、昭和二十三年十一月、東京裁判の判決後、次のように語っておられる。

「個人としてはそもそも考えるが、公人としての立場がそれを許さない。」

退くことも責任を果たす一つの方法と思うが、むしろ留位して国民と慰めあい、励ましあって日本再建のため、つくすことが先祖に対し、国民に対し、またポツダム宣言の主旨にそう所以だと思う。」

このお言葉の中には、外部の意向、特に占領軍の意向によって退位さえ自由になりえない天皇というお立場の苦衷が窺えると同時に、恥を忍んでも、それを何とか乗り超えていこうとされた並々ならぬ決意がみられる。

もっとも、御退位の機会は、その後もう一度あった。それは、昭和二十六年のサンフランシスコ講和会議で平和条約が調印され、明くる年の四月二十八日発効、日本が独立した時である。この講和と独立を喜ばれて、次のような御製を残しておられる。

風さゆるみ冬は過ぎてまちにまちし八重桜咲く春となりけり

ここで、天皇は、敗戦で灰塵と帰し荒廃した日本をようやく立ち直らせることができ、わずかながら責任を果たしたとお考えになり、時の政府に退位の意向を告げられた。ところが、この時、天皇が退位されるとすれば、当時の首相、吉田茂首相もやめねばならず、もっと政権を担当したかった首相は、この御退位の意志を揉み消してしまった。そのために、またしても、天皇は、ここでも、退位によって敗戦責任をとる機会を失われたのである。

思えば、天皇は、自決するにせよ、絞首台に立つにせよ、退位するにせよ、自らの自由意志で勝手にできるというようなお立場にはなかったとみるべきであろう。いずれの場合にも、当時の諸状況が許さず、その許さぬ状況に従っていかれねばならなかった。この時、昭和天皇は、死ぬよりも以上の辛い思いをされたに違いない。もしも、下々のように、自由に自らの出處進退を決めることができれば、どんなに楽であったかしれない。しかし、天皇は、その時々の国情や一般思潮に現われる国民の全体意志に順応していかれねばならない方であり、開戦の決断をされた時と同様、意に反しても情勢に従

う決心をされねばならなかつたのである。帝王とは孤独なものだと言わねばならない。

昭和六十年四月十五日の記者会見でも、憲法を守るということについては、戦前も戦後も変わらない旨述べられた後、大正九年に出された「平和条約実施に関する詔書」にある「順応の道を講ずべき秋なり」という大正天皇の言葉を常に感銘し遵奉し対処してきたと語っておられる。天皇は無私でなければならず、すべてに順応し、万象を映し出す堯鏡横でなければならないのである。

かくて、多くの偶然が重なった結果でもあるが、戦前・戦後を通じて同一の帝王が君臨するという奇蹟が生じ、戦前と戦後の大きな価値観の転換にもかかわらず、国家の同一性と安定性が保たれたのである。このことが起きたのは、おそらく、最終的には、戦前も戦後も、時の軍部や政府、賢しらな知識人の議論などを抜かして、天皇と一般国民が一体であったということによるであろう。

残された全国御巡幸の道

昭和天皇がわずかに敗戦の責任を取りえたのは、全国御巡幸の道だけであったと言える。これは、御自身が語っておられるように、自らの発案で、終戦の翌年から始められた。

「この戦争によって祖先からの領土を失い、国民の多くの命を失い、大変な災厄を受けた。この際私は、私としては、どうすればいいのかと考え、退位も考えた。しかし、よくよく考えた末、この際は全国を限なく歩いて、国民を慰め、励まし、また復興のために立ちあがらせる為の勇気を与えることが自分の責任と思う」

と考えられ、全国御巡幸に旅立たれたのである。そして、民衆の中に直接入り込んで行かれ、各地で戦傷者や遺族、罹災者、戦災孤児達や原爆で傷ついた国民を励まして歩かれた。

戦のわざはひうけし国民をおもふ心にいで立ちて来ぬ

という昭和二十一年の御製は、この時の御心境をよく物語っている。

しかも、そこには、国民を励まし戦後復興に立ちあがらせる勇気を与えたといいうお気持ちとともに、同時に、国民に対する謝罪のお気持ちも込められていたであろう。御巡幸に随行した大金益次郎侍従長も、「陛下には国民に詫びたいといいうお気持が非常に滲み出ておられると私は感じました」と言っている。あえて言うなら、昭

和天皇は、なお生き恥をさらすことを覚悟して、わずかに敗戦の責任を取ろうとされたのだと言えよう。あるいは、その道しか許されていなかったのだと言えよう。

この御巡幸の先々で、国民は熱狂的に御来訪を歓迎した。とともに、また、肉親を戦争で失った遺族達は、親兄弟の遺骨や位牌や遺影を胸にしてお迎えし、戦禍に散った親兄弟の靈に直接慰靈のお言葉を聞かせたいと、並んで待ってもいたのである。

例えば、満州からの引き揚げ孤児、木村節子さんは、ソ連国境で戦死した父と奉天で息絶えた母の位牌をもって、佐賀の孤児寮「洗心寮」で、昭和二十四年五月、「立派に生きていて下さい」という陛下のお言葉をうけたのが忘れられないという。また、昭和二十四年六月鹿児島御巡幸の折、戦災で亡くした愛児の遺影を抱いた古賀てるさんは、「それは本当に氣の毒でした」という陛下の涙ながらのお言葉を受け、思わずワッと泣き伏してしまい、付近の遺族席にも一瞬にして嗚咽が広がったという。また、中国で夫が戦死し若くして戦争未亡人になった長谷川キミ子さんは、二人の子供をかかえて田畠仕事に励んでいたが、昭和二十二年十一月、島根県御巡幸の折、陛下から「子供たちを元気で育ててね」というお言葉をいただいて、強く明るく子供のために生きなければという気持ちになつたと語っている。

さらに、インパール作戦に従軍して傷痍軍人となった広瀬庄蔵氏も、栃木での苛酷な闘病生活の中で、陛下に対して相当恨みがましい気持ちを抱いていたが、昭和二十二年九月四日、御来訪の折、

「一日も早くよくなつて下さい」という陛下の慰めのお言葉を聞いただけで、すべてのわだかまりが氷解していくのを経験した。そして、苦しみから逃れることなく、苦しみから教訓を学んで、耐えて生きていかねばと思ったという。

このような情景は、けだし、古今東西になかったことではなかつたか。苛酷な敗戦にもかかわらず、天皇と国民の絆は何ひとつ失われてはいなかつた。敗戦時、日本が国体護持を唯一のポツダム宣言受諾条件にした意味が、ここにある。こうして、昭和二十三年、退位論の盛り上がった時中断したとは言え、足掛け九年、一道一都二府四十二県にも及ぶこの命懸けの御巡幸によって、国民は戦後復興への希望をもつことができ、立ち上ることができた。しかし、もちろん、天皇御自身は、この御巡幸によって十分敗戦の責任を取りえたとはお思いではなかつたであろう。

四十数年にも及んだ巡礼の旅

かくて、先の大戦で天皇のために命を捧げていった英靈に対する

慰靈の旅は、戦後四十数年を通して、最後の最後まで続く。昭和天皇が、戦死者の靈を慰め、残された遺族の身の上を思い、外地に残る人々の上を悲しまれた悲痛なお気持ちは、敗戦直後からその後の日本の復興・繁栄にかけて語られたお言葉やお歌の中によく表われている。

それは、何よりもまず、終戦の詔勅の中に、悲痛な響きをもって語られている。

「帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ艱レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戰傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ実業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝國ノ受クベキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル」

この終戦の年、昭和二十年の御製にも、

海の外の陸に小島にのこる民の上安かれとただいのるなり

と歌われている。

また、昭和二十二年、当時不自由な御文庫に住まっていた陛下は、手狭ではないかという記者の質問に答えられて、公の仕事をするのには少し狭いが、引揚者、戦災者の身の上を考えると、家をつくる気にはなれないとも語られている。

昭和二十三年には、

風さむき霜夜の月を見てぞ思ふかへらぬ人のいかにあるかと

翌年にも、

外国につらさしのびて帰りこし人を迎へむまごころをもて
国民とともに心をいためつつ帰りこぬ人をただ待ちに待つ

という御製を残されている。

昭和二十七年には、伊勢神宮に独立を報告されるとともに、靖国神社を御参拝になり、英靈を慰められている。そして、その年の五月二日、第一回全国戦没者追悼式では、次のように述べられた。

「今次の相つぐ戦乱のため、戦陣に死し、職域に殉じ、また非命にたおれたものは、挙げて数うべくもない。衷心その人々を悼み、その遺族を想うて、常に憂心やくが如きものがある。本日この式

に臨み、これを思い彼を想うて、哀傷の念新たなるを覚え、ここに厚く追悼の意を表する。」

さらに、同じ年の七月十日には、

「いま、帰らない多くの同胞のことを思い、日夜心を痛めており、まことに同情にたえません。一日も早く元気で帰ってくることを国民とともに心がけて祈っています」

と、ソ連などに抑留されている人々の留守家族の代表にお言葉をかけられた。

また、昭和三十四年、完成した千鳥が淵戦没者墓苑に詣でられて、

国のために命ささげし人々のことを思へば胸せまりくる

昭和三十七年、日本遺族会創立十五周年に際し、

年あまたへにけるけふものこされしうからおもへばむねせまりくる

同じく、日本傷痍軍人会創立十周年記念全国大会に際し、

国守ると身をきずつけしひとびとの上をし思ふ朝に夕べに

さらに、昭和四十三年、稚内公園にて、樺太の眞岡郵便局の九人の乙女の殉職を慰靈され、

樺太に命をすてしたをやめの心を思へばむねせまりくる

昭和四十四年、靖国神社百年祭に参拝され、

国のためにいのちささげし人々をまつれる宮はももとせへたり

と、それぞれ戦死者や遺族、戦傷者の無念の想いを慰め、悲しむ歌を残されている。

毎年八月十五日に行なわれる全国戦没者追悼式には、欠かさず出席されておられたが、昭和五十七年、風邪のためこれを初めて欠席された時も、大変残念がられ、次のように記者団に話された。

「病床で戦没者とその遺族のことを思っていました。この日には、

そのように常に思っています。今後も平和を守らなければならぬと常に思っています。」

また、御在位六十年のお祝いの式典の時にも、

「今ここに昭和の六十年の歳月を顧み、先の戦争による国民の犠牲を思うとき、なお胸が傷み、改めて平和の尊さを痛感します」

と述べられ、慶賀すべき時にもなお、戦争で散っていった人々のことと、片時も忘れておられないことが窺われる。

ところで、先の大戦で唯一の本土決戦となり、多大の犠牲を払い、独立後もなおアメリカの信託統治下にあった沖縄は、昭和四十七年ようやく復帰、その後、度々沖縄への訪問を希望されておられた。例えば、昭和五十八年には、かねがね沖縄を訪問したいと思っていたことを述べられた後、

「訪問する時には、戦没者に対しては非常にそのことに対して同情し、また、県民がいろいろ苦労したことに対しても同情したいと思っています」

と語られている。昭和六十二年の沖縄国体への御出席の予定は、最後に残された沖縄慰靈の機会であったが、しかし、この時、思わず病に倒れられ、沖縄訪問を果たすことがおできにならなかつた。

思はざる病となりぬ沖縄をたづねて果さむつとめありしを

という御製は、この時の無念のお気持ちがよく滲みでている。

それでも、明くる年、昭和六十三年八月十五日の全国戦没者追悼式には、すでに体調を崩されていたにもかかわらず、あえて、ヘリコプターで、那須の御用邸から武道館に赴かれ、よろめかれながらも、

「さきの大戦において、戦陣に散り、戦禍にたおれた数多くの人々やその遺族を思い、今もなお、胸がいたみます」

というお言葉を述べられた。その後、再度病に倒れられたのは、まもなくの九月十九日のことであった。

昭和天皇の戦後四十数年に及ぶ御事蹟は、ある意味で、戦争で死んでいった将兵や国民の靈を慰めるための〈巡礼の旅〉であった。「長崎の鐘」で有名な永井隆博士も、被爆者の治療に献身しつつ、

自らも白血病で倒れ、昭和二十四年五月、長崎御巡幸の折、愛児とともに陛下の慰問を受けた時、こう語っていた。

「天皇陛下は巡礼ですね。形に洋服をお召しになつていましても、大勢のおともがいても、陛下の心は、わらじばきの巡礼、一人寂しいお姿の巡礼だと思いました。」

それでもなお、昭和天皇は、十分に責任を果たし、慰靈をし尽くしたとは、お思いではなかつたであろう。崩御になられても、昭和天皇の御魂は、戦陣に散つた英靈とともにあり、戦禍に斃れた国民の靈とともに生き、〈巡礼の旅〉はなお続いていると思わねばならない。